

報道関係各位

件 名 令和 4 年度市県民税の課税の誤りについて

この度、令和 4 年度の市県民税について、課税誤りがあることが判明いたしました。関係者の皆様には多大なる御迷惑をおかけし、市民の皆様の信頼を損ねることとなったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

1 概要及び今後の対応

令和 4 年度の市県民税の課税決定に当たり、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して住民税システムに取り込みを行ったデータのうち、令和 3 年 12 月 26 日受信分の企業年金データが取り込めず、収入額の算定に反映されなかったため、9 名の方の課税額が誤っていたことが判明いたしました。該当する方に対しましては、書面、訪問等により謝罪と説明を行い、速やかに税額変更を行ってまいります。

市県民税への影響及び市県民税のデータを利用している保険税、保険料等への影響は、以下の 2 の通りです。

今後は、処理手順を再確認するとともに、取込み漏れのないよう確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいります。

2 課税誤りの対象者数及び影響額

- ・市県民税への影響：9 名 合計 931,600 円の増額
 - ・後期高齢者医療保険料への影響：8 名 合計 550,700 円の増額
 - ・国民健康保険税への影響（後期と重複あり）：2 名 合計 141,100 円の増額
 - ・介護保険料への影響（国保・後期と重複あり）：8 名 合計 94,400 円の増額
- ※医療保険、介護保険サービスについては、自己負担割合（支払額）に影響がある方がいます。

担当者 飯能市市民税課長 浅見
連絡先 042-973-2115